



住宅リフォーム助成金等事業 受付開始のお知らせ

【申込期間】

4月2日(月)～27日(金) ※土・日曜日を除く
8時30分～17時 ※受付順は、抽選により決定します。

【受付場所】

都市整備課窓口⑥番

【対象者】

次の要件を全て満たす者

- ①南幌町民であること
- ②住宅の所有者であって、当該住宅に居住していること
- ③世帯全員が町税等に滞納がないこと
- ④暴力団に所属していないこと

【施工業者】

町内に事業所、営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者で町の資格登録を受けている者。(町ホームページに掲載しています。)

【対象となる工事】

町内にある住宅で、次の要件をすべて満たすこと。

- ①助成金の決定前に工事に着手していないこと
- ②平成31年2月28日までに工事が完了できること
- ③次の工事で、工事費が30万円(税込)以上のもの

住宅リフォーム～増築、改築、修繕、耐震改修、融雪設備設置工事、除却解体工事

【対象とならない工事】

新築工事、外構に係る塀・門扉・庭・車庫等の工事、家具・家電製品等の固定されない物品の購入費、他の助成金の交付を受けた工事に要した費用。

【助成金額】

工事費用の20% (千円未満切り捨て) で限度額30万円とします。

※同一住宅及び同一人につき1回 ※申込様式は町のホームページにもあります。

*議会議決前であるため変更となる場合があります。

4月1日から全ての介護保険に関する手続きが 保健福祉総合センター「あいくる」になります

現在、介護保険に関する事務を役場住民課と保健福祉総合センター「あいくる」保健福祉課に分けて行っていますが、利用される方の利便性を考慮し、4月1日より住民課で取り扱っている次の事務をすべて「あいくる」保健福祉課へ一本化します。

「あいくる」保健福祉課へ一本化される主な事務は次のとおりです。

- ◆介護保険料に関すること
- ◆資格に関すること
- ◆負担限度額の認定に関すること
- ◆介護保険の給付による住宅改修に関すること
- ◆高額介護サービス費に関すること



4月からはお問い合わせ先も「あいくる」保健福祉課となりますので、ご注意ください。